



大隈
總裁殿

法典調査會



明治三十五年十月廿九日

也
ヨリ總會相用キ候條此段及具申候
別冊
甲第一號
甲第二號
甲第三號
三就
未
十一日
二日
水曜日
午後
三時



414
A 2610

大隈
正十一年四月
侯爵邸
寄附
贈

1865



大正十一年四月
大隈侯爵邸寄附

查書印

明治三十一年十月廿九日配付

甲第一號

今般所得法案及砂糖稅法案御送付相成候處本
會ニ於テハ原案之通ニテ條約上差支無之モ
卜決議候條此段覆申候也

年月日

總裁

總理大臣宛

秘
事
少
事
下

内閣送第一七號

條約實施準備ニ関スル法案ニ関シ別紙ノ通り
大藏大臣ヨリ報告有之候ニ付及御送付候也

明治三十一年十月七日

内閣總理大臣伯爵大隈重信

法典調査會總裁伯爵大隈重信殿

追而本案ハ第十三回議會ニ提出ノ旨ニ付

至急御評決相成度候也

今般議會提出ノ目的ヲ以テ制定シテ
中左記ノ條項ハ事外國人ニ關聯スルヲ以テ
條約實施準備トシテ法典調査會へ提出相成
度本年八月廿七日付令第一〇号訓令ニ依リ此
段及報告候也

一所得稅法

第一条 第二条 第三条 第四条 第八条
第九条 第十五条 第四十三条 第四十五条 第四十六条

一砂糖稅法

第一条 第二条 第三条

明治三十一年十月七日

大藏大臣松田正久

内閣総理大臣伯爵大隈重信殿

追而他ノ法案ニ於テモ多少外国人ニ関聯ス
モノ可有之モ目下調査中ニ有之候間不取
取成案トナリシモノ、こニ就キ報告仕候
義ニ有之候此段申添候也

所得税法案

第一条 帝国内ニ住所ヲ有シ又ハ一箇年
以上帝国内ニ居所ヲ有スル者ハ此法
律ニ依リ所得税ヲ納ムル義務アルモノ
トス

第二条 帝国内ニ於ケル資産營業又ハ
職業ニ依リ所得アル者ハ前条ニ該當セサル
モ其ノ所得ニ付テハ所得税ヲ納ムル義
務アルモノトス此ノ法律不施行地ニ
住所又ハ居所ヲ有スル者ニシテ此ノ
法律施行地ニ於ケル次頁資産營業
又ハ職業ニ依リ所得アル者亦

同
第 三 条 一 所 得 税 ハ 左 ノ 稅 率 ニ 依 リ 之 ヲ
賦 課 ス

第 一 種 法 人 ノ 一 所 得 何 分 ノ 何
第 二 種 此 ノ 法 律 施 行 地 ニ 於 テ 支 拂
ヲ 為 ス 公 債 社 債 ノ 利 子

第 三 種 前 各 種 ニ 屬 セ サ ル 一 所 得 何 分 ノ 何
以 下 同 各 ス

第 四 条 一 所 得 ハ 左 ノ 區 別 ニ 從 ヒ 之 ヲ 算 定
ス
一 第 一 種 ノ 所 得 ハ 各 事 業 年 度 總 益
金 ヲ リ 同 年 度 總 損 金 ヲ 控 除 シ

タルモノニ依ル但シ第ニ條ニ該當ス
ル法人ノ所得ハ此ノ法律施行地ニ於ケル
資 産 營 業 又 ハ 職 業 ヲ リ 生 ス ル 各
事 業 年 度 ノ 益 金 ヲ リ 同 年 度 損 金
ヲ 控 除 シ タ ル モ ノ ニ 依 ル

以下畧ス

第 八 條 納 税 義 務 ア ル 法 人 ハ 各 事 業 年
度 毎 ニ 損 益 計 算 書 ヲ 政 府 ニ 提 出 ス べ シ
但 シ 第 二 條 ニ 該 當 ス ル 法 人 ハ 各 事 業 年 度
毎 ニ 此 法 律 施 行 地 ニ 於 ケ ル 資 産 營 業 又 ハ

職業に關スル損益ヲ計算シ其計算書ヲ政府ニ提出スヘシ

第九條 第三種ノ所得ニ依リ納税義務アル者ハ毎年四月中ノ所得ノ種類及金高ヲ詳記シ政府ニ申告スヘシ

第十五條 選舉區域内ニ住居シ第九條ノ申告ヲ為シタル者ハ調査委員選舉人ヲ選舉シ又ハ調査委員若ハ調査委員選舉人ニ選舉セラルルコトヲ得但シ右ニ記載スル者ハ調査委員トナルコト

ヲ得ス

一 無能力者

二 身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辦償ヲ終ヘサル者及家資分散ノ決定若ハ破産ノ宣告ヲ受ケ其確定シタルトキヨリ復権ノ決定確定スルニ至ルマテノ者

三 國稅滯納處分ヲ受ケタル後一箇年ヲ經カル者

四 剝奪公權者及停止公權者

五 禁錮以上ノ刑ノ宣告ヲ受ケタルト
キヨリ其裁判確定スルニ至ルマテ
ノ者

六 第四十七條ニ依リ處罰セラレタル後
五箇年ヲ經サル者

第四十三條 第一種ノ所得ニ付テハ各事業
年度毎ニ所得税ヲ徵收ス

第二種ノ所得ニ付テハ其金額支拂ノ際
支拂者其所得税ヲ徵收シ其都度之ヲ
政府ニ納ムヘシ

第三種ノ所得ニ付テハ所得税ノ年額
ヲ二分シ其年九月及翌年三月之ヲ徵
收ス但シ納税者納税管理人ヲ定メ
ニテ帝国外ニ住所ヲ移ストキハ其
際直ニ其所得税ヲ徵收スルコトヲ得

第四十九條 第三種ノ所得ニ依ル所得
税ハ本人住所ノ地ヲ以テ納税地トシ住所
ナキトキハ居所ノ地ヲ以テ納税地トス
但シ納税者ハ申告シテ住所又ハ居所
以外ノ地ニ於テ所得税ヲ納ムルコトヲ

得此法律施行地ニ住所又ハ居所ナキ者ハ納税地ヲ定メ政府ニ申告スヘシ
 申告ナキトキハ政府其納税地ヲ指定ス
第四十六條 納税義務者納税地ニ現住セザルトキハ其所得税ニ関スル事項ヲ處理セシムル為メニ納税管理人ヲ定メ政府ニ申告スヘシ

砂糖税法案

第一條 砂糖ニハ何斤ニ付金若干圓ノ割合ヲ以テ消費税ヲ課ス但シ砂糖色相和蘭標本第六號以下ノモノハ此限ニ在ラス

第二條 前條ノ砂糖税ハ製造場税関又ハ保税倉庫ヨリ砂糖ヲ引取ルトキ之ヲ徴收ス

第三條 砂糖税納付前ニ於テハ製造

場稅関又ハ保稅倉庫ヨリ砂糖ヲ
引取ルコトヲ得ス

甲第二號

今般特許法意匠法商標法法律案御提出相成
候處本會ニ於テハ原案之通ニテ條約上差支
無之モノト決議候條此段及覆牒候也

年月日

農商務大臣宛

總裁

大正十一年四月
農務大臣

秘

乙第九號

明治三十一年十月十日附

一

秘甲第一〇八二號

別冊特許法意匠法高標法法律案閣議

請求可及之處條約實施上關係可

有之件先以御會提出候也

農商務大臣大石正巳

法典調查會總裁伯爵大隈重信殿

特許法案

第一條

特許法案
新規有益ナル工術機械製造品及合成
物ヲ發明シ又ハ工術機械製造品及合成
新規有益ナル改良ヲ發明シタル者若シハ其
權利並継人ハ此法律ニ依リ特許ヲ受クルコ
トヲ得

第二條

尤ニ掲タル發明ハ特許ヲ受クルコト
ヲ得ス
一 飲食物嗜好物
二 醫藥並其調合法
三 秩序又ハ風俗ヲ乱ルノ虞アルモノ
四 特許出願以前公ニ知ラレ又ハ公ニ用井
テシタルモノ但試験ノ為メ公ニ知ラレタ

ルコト二年以内ノモノハ此限ニ在ラズ
第三條 特許ノ年限ハ十五年トシ原簿登録ノ日ヨリ起算ス

第四條 特許ハ制限ヲ附シ若クハ附セズシテ譲渡シ若クハ共有ト爲シ又ハ質權ノ目的ト爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ特許局ニ請求シ其登録ヲ受クルニアラサレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第五條 特許局ノ官吏ハ在職中特許ヲ出願シ又ハ特許ヲ新ニ有スルコトヲ得ス但相續ニ依リ特許ヲ有スルハ此限ニ在ラズ

第六條 特許ニ関シ出願若クハ請求ヲ爲サント

主

スル者又ハ特許証主ニシテ帝國內ニ住所ヲ有セザルトキハ帝國內ニ住所ヲ有スル者ヲ以テ代理人ト爲スヘシ

前項代理人ハ此法律及命令ノ定ムルトコロニ依リ特許局ニ對シテ爲スヘキ事項並特許ニ関スル民事及刑事訴訟手續ニ付本人ヲ代表スルモノトス

第七條 特許局長ハ特許ニ関スル代理人ヲ不適當ト認ムルトキハ之ヲ改任シ命スルコトヲ得

第八條 特許ニ関シ代理ヲ爲スラズシテ常業ト爲サントスル者ハ特許局長ニ願出登録ヲ受クヘシ

前項ニ依リ登録ヲ受ケタル代理人ニシテ其

△若クハ此法律

業務ニ関シ犯罪又ハ不正ノ行為アルトキハ特許局長ハ其業ヲ停止スルコトヲ得
第九條 前條代理人ノ登録ニ関スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 特許ニ関シ出願又ハ請求ヲ為シタル者此法律ニ基キ定メタル命令ノ期間又ハ特許局長(審判長)ノ定メタル期間中ニ成規又ハ指定ノ手續ヲ為サルトキハ其出願又ハ請求ハ無効トス
第十一條 特許シテ之ヲ行フ者ハ一發明毎ニ發明ノ明細書及必要ノ圖面ヲ添ヘ特許局長ニ出願スルコトヲ得
特許局長必要ト認ムルトキハ雛形若クハ見本ノ提出ヲ命スルコトヲ得

第十二條 特許ヲ出願スル者アルトキハ特許局長ハ審査官ヲシテ其發明ヲ審査セシムルヘシ

第十三條 審査官特許ヲ與フヘシト査定シタルトキハ特許局長ハ特許原簿ニ登録シ特許証ヲ下付ス

特許証ニハ特許局長之ニ署名シ明細書及必要ノ圖面ヲ添附スルモノトス

第十四條 工業所有權保護同盟條約國ニ於テ發明ノ特許ヲ出願シタル者七ヶ月以内ニ同一發明ニ付特許ヲ出願スルトキハ其出願ハ最初出願ノ日ニ於テ之ヲ為シタルト同一ノ效力ヲ有ス

第十五條 政府若シハ道廳府縣ニ於テ開設スル

此共進會ニ發明品ヲ出品セントスル者ニシテ他日

特許ヲ出願スルノ意思アルトキハ其旨出品前特
許局長ニ届出ツハシ

此場合ニ於テハ博覽會又ハ共進會ニ於テ出品
物ヲ受領セシ日ヨリ六ヶ月以内ニ特許ヲ出願シタ
ル者ニ限り最初届出ノ日ニ於テ其出願ヲ為シ
タルト同一ノ効力ヲ有ス

工業所有權保護同盟^條國ニ於テ萬國博覽
會ノ開設アルニ當リ其國ニ於テ發明品ノ出品ニ
對シ與ハルル特許出願ノ保護期間ハ帝國内
ニ於テモ有效トス

第^{十六}條 公益ノ為メ普及ヲ要スルモノ又ハ軍
事上必要ナルモノ若クハ秘密ヲ要スル發明ニシ
テ特許局長ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ當該

五

官廳ヨリ請求アルトキハ特許局長ハ特許ニ
制限ヲ附シ若クハ特許ヲ與ヘス又ハ既ニ與ヘ
ル特許ヲ制限シ若クハ之ヲ取消スコトヲ得
前項ノ場合ニ於テハ政府ハ相當ノ報酬ヲ特許
出願者又ハ特許証主ニ與フヘキモノトス

第^{十七}條 他人ノ特許發明ヲ利用シタル發明
ノ特許ヲ出願シタル者ニシテ特許査定ヲ得
タルトキハ原特許証主ニ協議シ其發明ヲ使
用スルノ承諾ヲ受クハシ

發明者前項ノ承諾ヲ得ルコト能ハサルトキ
ハ其事由ヲ具シ特許局長ニ申告スヘシ特許
局長ニ於テ至當ノ理由アルモノト認ムルト
キハ其利用發明ニ對シ特許ヲ與フルコトヲ

得但新特許証主ハ原特許証主ニ對シ特許局長
ノ相當ト認ムル報酬ヲ與フル。アラサレハ
其特許ヲ實施スルコトヲ得ス。

第十八條 前二條ノ報酬額ニ對シ不服アル者

ハ裁判所ニ出訴スルコトヲ得但第十九條ノ
場合ニ於テハ之カ為メ処分ヲ停止ス

第十九條 特許証主ハ自己ノ特許發明ヲ利用

シタル發明ニ對シ追加特許ヲ受ケルコトヲ得
追加特許ハ原特許ト共ニ移轉若クハ消滅

スルモノトス

第二十條 特許ヲ受ケタル發明ニシテ左ノ一ニ

該當スルモノハ其特許ヲ無効トス

一 第一條及第二條ニ依リ特許セラルヘキ

二 發明ヲ實施スルニ必要ナル事項ヲ故意
ニ明細書ニ記載セザリシコトヲ發見セ
ラレタルモノ

三 發明ヲ實施スルニ必要ナラサル事項
ヲ故意ニ明細書ニ記載セシコトヲ發
見セラレタルモノ

第二十一條 審査官特許出願ノ發明ヲ審

査シ特許ヲ與フヘカラスト査定シタルトキ
ハ特許局長ハ其査定書ヲ出願人ニ送附

スヘシ

第二十二條 審査官特許出願ノ發明他人

ノ特許出願中ノ發明ト抵触シ又ハ他人ノ特

許發明ト抵触スト査定レリルトキハ特許局
長ハ其査定書ヲ關係人ニ送付スヘシ

第二十三條

前二條ノ査定ニ服セサル者ハ査
定書到達ノ日ヨリ三十日以内ニ特許局ニ
不服理由書ヲ差出シ再審査ヲ請求スル
コトヲ得

再審査ヲ請求スル者アルトキハ特許局長ハ
前査定ニ関與セサル審査官ヲシテ更ニ
之ヲ審査セシクヘシ

審査官其不服理由ヲ不備ト査定シタルト
キハ特許局長ハ其査定書ヲ不服者ニ送付
スヘシ

第二十四條

發明抵触ノ査定確定レリルトキ

ハ特許局長ハ關係人ヨリ發明ニ関スル始末書
ヲ徴シ審査官ニ付シテ發明ノ前後ヲ審査
セシメ其査定書ヲ關係人ニ送付スヘシ

第二十五條

發明ノ前後確定レ既ニ與ヘシ
ル特許ヲ取消シ出願ノ發明ニ特許ヲ與フル
トキハ其特許年限ハ前特許登録ノ日ヨリ
起算ス

第二十六條

特許証ニ其明細書若シハ圖面
ノ不完全ナルコトヲ發見シタルトキハ改訂明細
書若シハ圖面ヲ添ヘ特許証ノ改訂ヲ出願ス
ルコトヲ得一個ノ特許証ヲ分割シテ二個以上ト
スルノ必要アルコトヲ發見シタルトキモ亦同シ

但發明ノ要部ヲ變更シ又ハ特許權利ノ範

圍ヲ擴張スルモノハ此限ニ在ラズ

第二十七條 特許証主其明細書中自己ノ

發明ニアラサル事項ヲ誤テ自己ノ發明トシテ

記載セシコトヲ發見シタルトキハ其削除ヲ

出願スルコトヲ得

第二十八條 前二條ニ依リ出願スル者アルトキハ

特許局長ハ其願書ヲ審査官ニ附シテ審査セ

シラヘシ

前項ノ場合ニ於テ審査官ノ査定ニ服セサル者ハ

第二十三條ニ依リ再審査ヲ請求スルコトヲ得

第二十九條 第二十三條及第二十八條ノ再査定ニ服

セサル者ハ査定書到達ノ日ヨリ六十日以内ニ特許局

ニ審判ヲ請求スルコトヲ得

第二十四條 ノ査定ニ服セサル者

第三十條 二個以上ノ特許權利互ニ撞着シ又ハ特許

發明ト特許ヲ受ケタル製品若クハ方法ト撞着ス

ルコトヲ發見シタルトキハ利害關係人ハ權利ヲ確

認スル為メ特許局ニ審判ヲ請求スルコトヲ得

第三十一條 特許ヲ受ケタル發明第二十九條ニ

該ルコトヲ發見シタルモノハ其特許ヲ無効トスル為メ

特許局ニ審判ヲ請求スルコトヲ得

第三十二條 特許局ノ審査審判及報酬額ノ決

定ニ關シ必要アルトキハ特許局長又ハ審判長ハ

証人ヲ呼出し又ハ鑑定人若クハ通事ヲ命ジ

又ハ証拠ノ集取ヲ裁判所ニ囑托スルコトヲ

得

第三十三條 審判の特許局長若シハ特許局長ノ命シタル審判官審判長トナリ二人以上ノ審判官ト共ニ之ヲ審判スヘシ

第三十四條 審判ハ書面及口頭ニ種トス
口頭審判ハ請求人及被請求人双方ニ於テ請求シ若シハ審判長ニ於テ必要ト認メタルトキニ限り公開シニスヲ為ス

第三十五條 第二十九條第二項第三十條及第三十一條ニ依リ請求シタル審判費用ハ民事訴訟ノ例ニ依リ負担スヘキモノトス

第三十六條 第二十九條第二項第三十條及第三十一條ニ依リ請求シタル特許局ノ審判ニ對シ不服アル者ハ法律ヲ適用セス又ハ不當ニ適用シ

ニタルコトヲ理由トスルトキハ限り審判決書到達ノ日ヨリ六十日以内ニ大審院ニ出訴スルコトヲ得

第三十七條 大審院ニ於テ出訴ノ理由アリト認ムルトキハ原審判決ヲ破毀シ更ニ審判ヲ為サシムル為メ事件ヲ特許局ニ差戻スヘシ

大審院ノ判決ハ其事件ニ関シ特許局ノ審判ヲ拘束スルモノトス

第三十八條 特許ヲ受ケタル發明ニシテ左ノ一ニ該當スルモノアルトキハ特許局長ハ其特許ヲ取消スコトヲ得

一 特許証互相當ノ事項ナリシテ特許証ノ日付ヨリ三年ヲ經ルモ帝國内ニ於テ其發明ヲ

實施公行セズ又ハ三年以上其實施行
可中止シタル場合ニ於テ第三者ヨリ相當
ノ條件ヲ附シテ其借用ヲ請求スルモ之ヲ拒
絶セタルトキ

二 特許証主特許税納付期日後六十日ヲ
経過スルモ仍其納付ヲ怠リタルトキ

三 特許証主相當ノ事由ナリシテ六月
以上第六條ノ代理人ヲ設ケサルトキ

第三十九條 特許証主ハ特許税トシテ右特許
付毎年金拾月ヲ納ムヘシ
前項税金ハ三年毎ニ金五月ヲ増スモノト
ス

特許証主追加特許ヲ受ケタルトキハ追加特許

税トシテ一時ニ金貳拾円ヲ納ムヘシ

第四十條 特許税ハ毎年一箇年分ヲ特許
証ノ日附ニ應當スル日ニ於テ前納スヘシ初年

ニ係ルモノ及追加特許税ハ特許証ノ日附ヨリ
六十日以内ニ之ヲ納ムヘシ特許証主ハ一時ニ

二年以上ノ特許税ヲ前納スルコトヲ得

前納セシ税金ハ總テ之ヲ還付セズ
第四十一條 特許証主ハ其特許品ニ標記ヲ付
スヘシ

第四十二條 特許局ハ特許公報ヲ發行シテ特
許發明ノ明細書圖面特許証ノ改訂特許ノ無

效取消其他特許ニ関スル必要ノ事項ヲ公
示スヘシ但軍事上秘密ヲ要スルモノハ此

△又ハ鑑定若ク
通事ノ爲ト呼
出サレタル者

限ニ在ラス

第四十三條

第三十二條ニ依リ証人トシテ呼出サレタル者正當ノ理由ナクシテ呼出ニ應セズ若クハ其義務ヲ盡クサザルトキハ四十拾圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十四條

証人鑑定人又ハ通事ニシテ特許局ニ對シ偽証又ハ詐偽ノ鑑定陳述ヲ爲シタルトキハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十拾圓以下ノ罰金ヲ附加ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者其事件ノ決定ニ至ラザルニ前自首シタルトキハ本刑ヲ免ス

第四十五條

他人ノ特許品ヲ偽造シタル者又ハ情ヲ知り其偽造品ヲ使用若クハ販賣シタル

者又ハ他人ノ特許工術ヲ竊用シタル者又ハ情ヲ知り其竊用シテ製造シタル物品ヲ使用若クハ販賣シタル者ハ一月以上三年以下ノ重禁錮又ハ五十拾圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

特許証主ノ權利ヲ侵スヘキ物品ナルコトヲ知リ之ヲ外國ヨリ輸入シタル者又ハ情ヲ知り其輸入シタル物品ヲ使用若クハ販賣シタル者ハ四十圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十六條

前條ノ場合ニ於テハ其犯罪ノ物件ヲ没収シテ特許証主ニ給付シ其改メ責捌キタル者ハ代價ヲ追徴シテ之ヲ給付ス

第四十七條

詐偽ノ所爲ヲ以テ特許ヲ受ケタル者又ハ特許ヲ受ケタル物品ニ特許標記ヲ附シ

若しハ特許ニ紛ハシキ表示ヲ為シル者又ハ情ヲ
知り其物品ヲ販賣シル者ハ十五日以上一年
以下ノ重禁錮又ハ拘留以上三百以下ノ罰金ニ
處ス

特許ヲ登ケサル物品ヲ販賣スル者ノ廣告
看版引札等ハ特許ニ紛ハシキ表示ヲ為シ
ル者ハ罰金前項ニ同シ

第四十八條

第四十五條ノ犯罪ハ被害者ノ告

訴ヲ待テ其罪ヲ論ス
前項ノ場合ニ於テ告訴人ノ請求ニ依リ裁判
所ハ告訴人ヨリ保証ヲ立テシメ又ハ之ヲ立テシ
メ又ハ之ヲ假ニ其告訴ニ係ル物件ノ製作使用若ク
ハ販賣ヲ差止ムルコトヲ得

第四十九條

特許証主其特許品ニ第四十二條ノ

標記ヲ為スコトヲ怠リシルトキハ告訴又ハ
要償ノ訴ヲ為スコトヲ得ス但特許品ノル
トヲ知リテ之ヲ侵害シル者ニ對シテハ此限ニ
在ラス

第五十條

特許証主其特許品ノ要部ヲ分離

シテ販賣シルコトキハ其部分ニ對シ告訴又ハ要
償ノ訴ヲ為スコトヲ得ス

第五十一條

被告人特許權利ノ範圍ニ付多ク

トスルトキ又ハ特許ノ無效タルコトヲ以テ各辯セ
ントスルトキハ其旨ヲ裁判所ニ申告シ其日ヨリ
三十日以内ニ特許局ニ第三十條又ハ第三十一條ノ

審判ヲ請求スヘシ此場合ニ於テ裁判所ハ其

事件ヲ確定マテ裁判ヲ中止スヘシ

第五十二條

此法律ハ明治

年

月

日ヨリ

施行ス

第五十三條

明治二十一年勅令第八十四号特許條

例及明治二十九年法律第二十七号登録稅法第

十一條ハ此法律施行ノ日ヨリ廢止ス

專賣條例及特許條例ニ依テ定ケル專賣

特許若シテ特許ハ其年限間此法律ニ依テ受

ケタル特許ト同一ノ效アルモノトス

特許ニ關スル出願又ハ請求ニシテ此法律施行

ノ日マテニ處分ヲ終ラザルモノハ此法律ニ依レル

出願又ハ請求ト者做シ處分スヘシ

意匠法案

意匠法案

- 第一條 工業上ノ物品ニ應用スヘキ形状模様
色彩又ハ其續合ニ係ル新規ノ意匠ヲ按出し
タル者若クハ其權利承継人ハ此法律ニ依リ
其意匠ノ登録ヲ受ケ之ヲ專用スルコトヲ得
第二條 左ニ掲グル意匠ハ登録ヲ受クルコト
ヲ得ス
- 一 菊花御紋章ト同一若クハ類似ノ形状若ク
ハ模様ヲ有スルモノ
 - 二 秩序又ハ風俗ヲ乱ルノ虞アルモノ
 - 三 意匠登録出願以前公ニ知ラレ又ハ公ニ
用中ラレタルモノ若クハ之ト類似スルモノ
但意匠登録證主カ自己ノ登録意匠ト類

似ニシテ同一物品ニ應用スル意匠ノ登録ヲ出願スルハ此限ニ在ラス

第三条 意匠専用ノ年限ハ十年トシ原簿登録ノ日ヨリ起算ス但同一人ニ於テ自己ノ登録意匠ト類似スル意匠ノ登録ヲ得タル場合ニ於テハ其専用年限ハ原意匠ノ有效年限ニ從

第四条 意匠ノ専用ハ農商務大臣ノ定ムル物品類別ニ於テ出願人ノ指定シタル物品ニ限

第五条 他人ノ委託又ハ雇主ノ費用ヲ以テ按出シタル意匠ノ登録出願ノ權利ハ其委託者若クハ雇主ニ屬ス但別ニ契約アル場合ニ於

テハ此限ニ在ラス

第六条 意匠専用權ハ制限ヲ附シ若クハ附セ

スニテ讓渡シ若クハ共有ト爲シ又ハ質權

目的ト爲スコトヲ得此場合ニ於テハ特許局

ニ請求シ其登録ヲ受クルニアラサレハ之ヲ

以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

前項ノ場合ニ於テ意匠登録證主同一物品ニ

應用スルニ二個以上ノ類似意匠ヲ所有スル

トキハ共ニ讓渡シ共有ト爲シ又ハ質權ノ目

的ト爲スニアラサレハ登録ヲ受クルコトヲ

得ス

第七条 特許局ノ官吏ハ在職中意匠ノ登録ヲ

出願シ又ハ意匠専用權ヲ新ニ有スルコトヲ得

但相續ニ依リ意匠専用權ヲ有スルハ此
限ニ在ラス

第八條

意匠ノ登録ヲ受ケントスル者ハ一意匠毎ニ其意匠ヲ應用スヘキ物品ヲ明記シ雛形見本若クハ圖面ヲ添ヘ特許局長ニ出願スヘシ

特許局長必要ノ認ムルトキハ雛形見本圖面若クハ説明書ノ提出ヲ命スルコトヲ得

第九條

二人以上同一又ハ類似意匠ノ登録ヲ出願スル者アルトキハ出願ノ先ナルモノヲ登録ス同時ニ出願シタルモノハ共ニ之ヲ登録ス

第十條

工業所有權保護同盟條約國ニ於テ意

匠登録ヲ出願シタル者四箇月以内ニ同一意匠ニ付登録ヲ出願スルトキハ其出願ハ最初出願ノ日ニ於テ之ヲ爲シタルト同一ノ效力ヲ有ス

第十一條

登録ヲ受ケタル意匠ニシテ第二條ニ該ルコトヲ發見セラレタルモノ又ハ第一條第五條及第九條ニ違ヒ登録ヲ受ケタルコトヲ發見セラレタル者ハ其登録ヲ無効トス

第十二條

登録ヲ受ケタル意匠ニシテ左ノ一ニ該当スルモノアルトキハ特許局長ハ其登録ヲ取消スコトヲ得

一 意匠登録證主意匠稅納付期日後六十日ヲ經過スルモ仍ホ其納付ヲ怠リタルトキ

二 意匠登録証主相当ノ事由ナクシテ六箇
月以上特許法第六條ノ代理人ヲ設ケサル
トキ

第十三條 意匠登録証主ハ意匠税トシテ第一
年ヨリ第三年マテハ毎年金參圓第四年ヨリ
第六年マテハ毎年金五圓第七年ヨリ第十年
マテハ毎年金七圓ヲ納ムルコト

意匠登録証主同一ノ物品ニ應用シタルモノ
ニ對シニ二箇以上ノ類似意匠ノ登録ヲ受ケタ
ルトキハ其各類似意匠ニ付一時ニ税金參圓
ヲ納ムルコト

第十四條 意匠税ハ毎年一箇年分ヲ登録証ノ
日附ニ應當スル日ニ於テ前納スヘシ初年ニ

係ルモノ及前條第二項ノ税金ハ登録証ノ日
附ヨリ六十日以内ニ之ヲ納ムルコト

意匠登録証主ハ一時ニ二年以上ノ意匠税ヲ
前納スルコトヲ得

第十五條 意匠登録証主ハ其意匠ヲ應用シタ
ル物品ニ意匠登録ノ標記ヲ附スヘシ

第十六條 證人トシテ呼出サレタル者又ハ鑑
定若クハ通事ノ為メ呼出サレタル者正當ノ

理由ナクシテ呼出ニ應セズ若クハ其義務ヲ
尽クササルトキハ四十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十七條 證人鑑定人又ハ通事ニシテ特許局
ニ對シ偽証又ハ詐偽ノ鑑定陳述ヲ為シタル

ト千ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ五
圓以上五十四圓以下ノ罰金ヲ附加ス
前項ノ罪ヲ犯シタル者其事件ノ決定ニ至ラ
サル前自首シタルトキハ本刑ヲ免ス
第十八條 他人ノ登録意匠ヲ模擬シタル者又
ハ情ヲ知リテ其模擬シタル物品ヲ販賣シタ
ル者ハ二十日以上一年以下ノ重禁錮又ハ十
四以上二百圓以下ノ罰金ニ處ス
意匠登録証主ノ權利ヲ侵スルキ物品十九コ
トヲ知リ之ヲ外國ニ輸出シタル者又ハ情
ヲ知リ其物品ヲ販賣シタル者ハ罰前項ニ同
シ

第十九條 前條ノ場合ニ於テハ其犯罪ノ物件

ヲ没收シテ意匠登録証主ニ給付シ其既ニ賣
捌キタルモノハ代價ヲ追徴シテ之ヲ給付ス
第二十條 詐偽ノ所為ヲ以テ意匠ノ登録ヲ受
ケタル者又ハ登録ヲ受ケサル意匠ヲ應用シ
タル物品ニ登録標記若クハ登録意匠ニ紛ハ
シキ表示ヲ爲シタル者又ハ情ヲ知リ其物品
ヲ販賣シタル者ハ六月以下ノ重禁錮又ハ十
圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス
登録ヲ受ケサル意匠ヲ應用シタル物品ヲ販
賣スル為メ廣告看板引札等ニ登録意匠ヲ應
用シタル物品ニ紛ハシキ表示ヲ爲シタル者
ハ罰前項ニ同シ

第二十一條 第十八條ノ犯罪ハ被害者ノ告訴

ヲ待テ其罪ヲ論ス

前項ノ場合ニ於テ告訴人ノ請求ニ依リ、裁判
所ハ告訴人ヨリ保証ヲ立テ之メ又ハ之ヲ立
テシメスニテ及ニ其告訴ニ係ル物件ノ販賣
ヲ差止ムルコトヲ得

第二十二條 意匠登録証主第十五條ノ登録標
記ヲ為スコトヲ急リタルトキハ告訴又ハ要
償ノ訴ヲ為スコトヲ得ス但登録意匠タルコ
トヲ知リテ之ヲ侵害シタル者ニ對シテハ此
限ニ在ラス

第二十三條 特許法第六條乃至第九條第十
條第一項、第十二條第十三條第十五條第二十
一條第二十三條第二十九條乃至第三十七條及

第五十一條ノ規定ハ此法律ニ準用ス

第二十四條 此法律ハ明治 年 月 日ヨリ
施行ス

第二十五條 明治二十一年勅令第八十五號意
匠條例及明治二十九年法律第二十七號登録
稅法第十二條ハ此法律施行ノ日ヨリ廢止ス
意匠條例ニ依テ受ケタル登録ハ其年限間此
法律ニ依テ受ケタル登録ト同一ノ效アルモノ
トス

意匠ニ関スル出願又ハ請求ニシテ此法律施
行ノ日マテニ處分ヲ終ラサルモノハ此法律
ニ依ルル出願又ハ請求ト看做シ處分スヘシ

商標法案

商標法案

第一條 自己ノ商品ヲ表彰スル為メ商標ヲ使
用セントスル者ハ此法律ニ依リ其登録ヲ受
ケ之ヲ専用スルコトヲ得

第二條 文字図形及記號ニシテ左ノ各項ノ一
ニ該当スルモノハ商標トシテ登録ヲ受クル
コトヲ得ス

一 菊花御紋章ト同一若クハ之ニ紛ハシキ
図形ヲ有スルモノ

二 国旗軍旗勳章又ハ外国ノ国旗章ト同一
若クハ之ニ紛ハシキモノ

三 秩序若クハ風俗ヲ乱リ又ハ世人ヲ欺瞞
スルノ虞アルモノ

四 他人ノ登録商標又ハ其登録失效後一年ヲ経過セサルモノト同一若クハ類似ニシテ同一若クハ同種ノ商品ニ使用セントスルモノ

五 此法律施行以前ヨリ他ニ使用者アル商標ト同一若クハ類似セルモノ

六 商品ノ普通名称産地又ハ其品位品質形状ヲ商業上慣用ノ文字若クハ図形ニ依リ表彰セルモノ及普通ニ使用セラル、姓氏人名商號若クハ會社名ヲ普通ノ書体ニ記載セルモノ

七 襪地紋其他特別著明ノ外觀ナキモノ

第三條 商標専用ノ年限ハ二十年トシ原簿登

録ノ日ヨリ起算ス

外国ニ於テ登録ヲ受ケタル商標ニシテ此法律ニ依リ登録ヲ受ケタルモノ、専用年限ハ原登録ノ有效年限ニ從フ但二十年ヲ超スルコトヲ得ス

第四條 登録商標主其専用年限満了ノ後其商標ヲ續用セントスルトキハ更ニ其登録ヲ出願スルコトヲ得

第五條 商標ノ専用ハ農商務大臣ノ定ムル商品類別ニ於テ出願人ノ指定シタル商品ニ限ル

第六條 登録商標主其營業ヲ讓渡シ又ハ他人ト其營業ヲ共ニスル場合ニ限り其商標ヲ讓

渡シ若クハ共有ト為スコトヲ得此場合ニ於
テハ特許局ニ請求シ其登録ヲ受クルニアラ
サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得
ス

前項ノ場合ニ於テ登録商標主同一商品ニ使
用スル二個以上ノ類似商標ヲ所有スルトキ
ハ共ニ譲渡シ若クハ共有ト為シ又ハ類似商
標ノ使用ヲ廢止スルニアラサレハ登録ヲ受
クルコトヲ得ス

第七條 商標ノ登録ヲ受ケントスル者ハ一商
標毎ニ其商標ヲ附スヘキ商品ヲ明記シ且本
ヲ添ヘ特許局長ニ出願スヘシ
第八條 二人以上同一又ハ類似ノ商標ヲ同一

商品ニ使用セントシテ登録ヲ出願スル者
ルトキハ出願ノ先ナルモノヲ登録シ同時ニ
出願シタルモノハ共ニ之ヲ登録セス

第九條 工業所有權保護同盟条約國ニ於テ商
標登録ヲ出願シタル者四ヶ月以内ニ同一商
標ニ就キ登録ヲ出願スルトキハ其出願最
初出願ノ日ニ於テ之ヲ為シタルト同一ノ效
力ヲ有ス

第十條 登録ヲ受ケタル商標ニシテ第二條ニ
該ルコトヲ發見セラレタルモノ又ハ第八條
ニ違ヒ登録ヲ受ケタルコトヲ發見セラレタ
ルモノハ其登録ヲ無効トス但第二條第四号
及第五号ニ該リ又ハ第八條ニ違ヒ登録ヲ受

ケタルモノニシテ登録後三年ヲ経タルトキ
ハ此限ニ在ラス

第十一條 登録ヲ受ケタル商標ニシテ左ノ一ニ
該当スルモノアルトキハ特許局長ハ其登録
ヲ取消スコトヲ得

一 登録商標主其商標ヲ使用スル營業ヲ廢
止シタルトキ

二 登録商標主其商標ヲ使用スル商品ノ産地
品質等ニ関シ不實ノ事項ヲ附記シタル
トキ

三 登録商標主相当ノ事由ナクシテ六箇月
以上特許法第六條ノ代理人ヲ設ケサル
トキ

第十二條 商標ノ登録ヲ受クル者ハ一商標ニ
付商品一類毎ニ登録税金三拾四ヲ納ムルニ

第十三條 特許局ハ商標公報ヲ発行シ商標登
録ニ関スル必要事項ヲ公示スルニ

第十四條 証人トシテ呼出サレタル者又ハ鑑
定若クハ通事ヲ為メ呼出サレタル者正當ノ
理由ナクシテ呼出ニ應セス若クハ其義務ヲ
尽クサルトキハ四拾四以下ノ罰金ニ処ス

第十五條 証人鑑定人又ハ通事ニシテ特許局
ニ對シ偽証又ハ詐偽ノ鑑定陳述ヲ為シタル
トキハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ処シ五
百以上五百以下ノ罰金ヲ附加ス
前項ノ罪ヲ犯シタル者其事件ノ決定ニ至ラ

サレ前自首シタルトキハ本刑ヲ免ス

第十六條 他人ノ登録商標ヲ偽造シタル者又ハ他人ノ登録商標ナルコトヲ知り之ト同一又ハ類似ノ商標ヲ同一商品ニ使用シタル者又ハ情ヲ知りテ其商品ヲ販賣シ若クハ販賣ノ為メ陳列又ハ所藏シタル者ハ一月以上二年以下ノ重禁錮又ハ二拾四以上千四以下ノ罰金ニ處ス

第十七條 詐偽ノ所為ヲ以テ登録ヲ受ケタル者又ハ登録ヲ受ケサル商標ニ登録ノ標記ヲ附シ若クハ登録商標ニ紛ハシキ表示ヲ爲シタル者又ハ情ヲ知りテ其商品ヲ販賣シ若クハ販賣ノ為メ陳列又ハ所藏シタル者ハ十五

日以上一年以下ノ重禁錮又ハ十四以上三百圓以下ノ罰金ニ處ス

他人ノ登録商標ヲ有スル容器包装等ヲ同一商品ニ使用シテ販賣シ若クハ販賣ノ為メ陳列又ハ所藏シタル者又ハ情ヲ知りテ其商品ヲ販賣シ若クハ販賣ノ為メ陳列又ハ所藏シタル者又ハ他人ノ登録商標ナルコトヲ知り之ト同一若クハ類似ノ商標ヲ其商品販賣ノ廣告看板引札等ニ使用シタル者ハ罰前項ニ同シ

第十八條 第十六條及第十七條ノ場合ニ於テ

ハ商標及商標ヲ表示スル半原具ヲ没収ス其商標ニシテ商品容器包装等ト分離スルハカラ

サレモノハ之ヲ破毀セシム

第十九条 第十六条及第十七条第二項ノ犯罪

ハ被害者ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス

前項ノ場合ニ於テ告訴人ノ請求ニ依リ裁判

所ハ告訴人ヨリ保証ヲ立テシメ又ハ之ヲ立

テシメスレテ假ニ其告訴ニ係ル物件ノ販賣

ヲ差止ムルコトヲ得

第二十条 特許法第六條乃至第九條第十條第

一項第十二條第十三條第十五條第二十一條

第二十三條第二十九條乃至第三十七條及第

五十一條ノ規定ハ此法律ニ準用ス

第二十一条 當該官廳ニ於テ公認シタル同業

者ノ組合ニシテ其使用スル標章ヲ專用セシ

トスルトキハ此法律ニ依リ登録ヲ出願スル

コトヲ得

前項ニ依リ登録ヲ受ケタル標章ハ登録商標

ニ準ス

第二十二條 此法律ハ明治 年 月 日ヨリ

施行ス

第二十三條 明治二十一年勅令第八十六號商

標條例及明治二十九年法律第二十七號登録

稅法第十三條ハ此法律施行ノ日ヨリ廢止ス

商標條例ニ依リ受ケタル商標ハ此法律ニ依

テ受ケタル商標ト同一ノ效アルモノトス

商標ニ關スル出願又ハ請求ニシテ此法律施

行ノ日マテニ必公ヲ終ラサルモノハ此法律

ニ依ルル出願又ハ請求ト看做シ處分スヘ

第二十四条 明治二十一年勅令第八十六号商標条例第二十条第三号ニ該リ又ハ同第八号ニ違ヒ登録ヲ受ケタル商標ニシテ同第十号ニ依リ無効タルノキモノニ對シテハ此法律施行後二年ヲ經過スルトキハ其登録無効ト審判ヲ請求スルコトヲ得ス

大正十一年四月
大隈侯爵郵寄

甲第三號 明治三十一年十月廿九日配付

今般明治二十九年法律第三十五号禁煙草專賣法中改正案御送付相成候処本會ニ於テハ第一二条及第十九条ノ三ハ有案之通ニ條約上差支無之第三十三條ハ別紙朱書記入之通修正スヘキモノト決議候条此段及再復申奏也

年月日

總裁

總理大臣宛

秘

内閣送第二三号

條約實施準備ニ関スル法案ニ付別
紙ノ通大藏大臣ヨリ報告有之候間及所
送付候也

明治三十一年十月廿四日

内閣總理大臣伯爵大隈重信

法典調査會總裁伯爵大隈重信殿

追テ至急ノ評決相成度候也

今般議會へ提出し目的ヲ以テ調査シタル
別紙法案中左記ノ候項ハ條約ニ關聯スルヲ
以テ法典調査會へ提出相成度右及報告
候也

明治三十一年十月二十二日

大藏大臣松田正久

内閣總理大臣伯爵大隈重信殿

明治二十九年法律第三十五号葉煙草專賣
法中改正案

第二條、第十九條ノ三、第三十三條

明治二十九年法律第三十五号葉煙草專賣法
ノ通改正ス

第二條葉煙草ハ政府之ヲ收納シ又ハ輸入シテ
賣渡ス

第九條 削除

第十五條 收納シトアルヲ收納スルコトヲ得此
場合ニ於テハニ改ム

第十九條ノ次ニ左ノ四條ヲ加フ

第十九條ノ一 葉煙草ハ總テ定價ヲ以テ賣渡
スモノトス但必要ト認ムル場合ニ於テハ競

賣ニ附スルコトヲ得

第十九條ノ二 何人ヲ問ハス政府ヨリ賣渡サ

サレ葉烟草ノ讓渡ヲ受クルコトヲ得ス

第十九条ノ三 葉烟草ハ政府ノ外之ヲ外国ヨ

リ輸入スルコトヲ得ス

第十九条ノ四 政府ヨリ賣渡ヲ為サザル葉烟

草又ハ出所不明ノ葉烟草ヲ所持スル者アル

トキハ何人ノ所有ヲ問ハス政府ハ之ヲ收納

シ第四条ニ準シ其賠償金ヲ交付スヘシ

第二十条ニ左ノ一項ヲ加フ

烟草製造ヲ業トスル者若ハ葉烟草賣買ヲ業

トスル者葉烟草ヲ耕作シタルトキ亦前項ニ

同シ

第二十一条 葉烟草ヲ耕作スル者政府ニ納付

スヘキ葉烟草ヲ他ニ讓渡シ若ハ消費シタル

トキ又ハ何人ヲ問ハス情ヲ知り政府ヨリ賣

渡サザル葉烟草ノ讓渡ヲ受ケタルトキハ拾

四以上百四以下ノ罰金ニ処シ其犯罪ニ係ル

葉烟草ノ現存スルトキハ之ヲ沒收シ既ニ讓

渡シ又ハ消費シタルトキハ其ノ代金ヲ追徴

第二十四条 删除

第二十八条中葉烟草ヲ耕作スル者ノ下又ハ烟

草製造ヲ業トスル者又ハ葉烟草賣買ヲ業

トスル者ノ二十五字ヲ加フ

第三十条 特別ノ狀況アル地方ニ限り勅令ヲ

以テ本法ヲ施行セサルコトヲ指定スルコト

ヲ得

本法不施行地ヨリ葉烟草又ハ製造烟草ヲ本
法施行地ニ移入スルコトヲ得ス犯シタル者
ハ三四以上三十四以下ノ罰金ニ知シ其ノ犯
罪ニ係ル葉烟草ノ現存スルトキハ之ヲ没收
シ既ニ譲渡シ又ハ消費シタルトキハ其代金
ヲ追徴ス

第三十二条ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第三十三条 外国ヨリ輸入スル葉烟草ニ関ス
ル事項ハ明治三十二年八月一日ヨリ施行ス

施行期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

